

## 令和3年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和3年5月26日（水） 午後2時00分から午後3時13分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 西村 文一 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	教育部長 山本 英司 次長（社会教育担当） 田村 勝也 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（学校教育担当） 乾 斉司 教育総務課長 谷 綾子 人権教育室長 宿谷 辰夫 人権教育室長補佐 藏本 龍樹 教育総務課長補佐 武部 薫
書記	教育総務課長補佐 井口 正
傍聴者	なし

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和3年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 5月 教育長 教育行政報告  
(2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会報告案件について  
(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第35号 令和3年第4回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について  
(2) 議案第36号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（臨時代理第11号 甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について）  
(3) 議案第37号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（臨時代理第12号 甲賀市教育委員会所管行政財産の所管替えについて）  
(4) 議案第38号 甲賀市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について  
(5) 議案第39号 甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する要綱の制定について  
(6) 議案第40号 甲賀市人権・同和教育推進員規則の一部を改正する規則の制定について  
(7) 議案第41号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

- (1) 第65回滋賀県人権教育研究大会（甲賀湖南大会）の開催について  
(2) 令和3年第7回（6月定例）甲賀市教育委員会について  
(3) 令和3年第7回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

総務・管理担当次長 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和3年第6回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。開会にあたりまして甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立お願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

総務・管理担当次長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして皆さん、こんにちは。

例年より早い梅雨入り以降、すっきりしない空模様や急激に変化する天気が続いております。明後日に迫りました本市における東京2020オリンピック聖火リレーのイベントは縮小実施となりましたが、感染症予防対策の徹底のもと、最終の準備が進められております。また、ワクチン接種の予約申込みが先週の土曜日から再開したところでございます。

本日は大変お忙しい中、令和3年第6回教育委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

さて、各学校において、月に1回程度学校の広報誌である「校報」が発行されており、教育委員会にも届けていただいております。校報のタイトルも様々で、「れいめい」や「蒼空」など校歌の歌詞の一節であったり、「思い川」や「やまびこ」など地域の自然や土地柄を表すものであったりします。また、毎回、校長先生の思いを伝える文章にも、人となりや個性が感じ取れます。

先日、教育委員会に届けられ回覧されていた校報の中で、興味深い記事が目についたので紹介をさせていただきます。

それは、『「1.01」と「0.99」の法則』というものでございます。

1よりわずかに0.01大きい「1.01」という数を365乗した数と、1よりちょっと小さい「0.99」という数を365乗した計算結果を比べると、その結果は予想以上に大きな違いになるというものです。「1.01」を365乗するとどれ位になると思いますか。普通の電卓では計算できないため、関数電卓などを使わないといけないのですが、「1.01」を365乗してみると、およそ「37.8」、一方「0.99」の365乗はおよそ「0.03」となります。「37.8」と「0.03」の大きな開きになります。数学的に考えれば、1より大きい数をかければ元の数より大きくなり、逆に1より小さい数をかければ元の数より小さくなりますが、ここでは数学的な話ではなく、この結果がもたらす「意味」が重要です。

このことは、楽天の三木谷浩史社長の「成功のコンセプト」という本に書かれているもので、要約すると「1」をベースとして考えた場合、「1.01」のようなちょっとした努力や成長でも1年間365日積み重ねると、元の「37.8」倍という数になります。逆に、「0.99」のようにちょっとでもサボったり手を抜いたりすることを1年間365日続けると、ほぼ0に近づくという話です。数字を用いた説明であるので、計算結果の意外性としても、生き方の教訓としても、なぜか説得力を感じます。しかし実際には元に比べて「37.8」倍に成長するとはどのような状態になることなのか、そんなことはあり得るのか。また「1.01」といっても、毎日101%の力を出し切ることが365日継続できるのか意見や疑問も寄せられるところでもあります。しかし、校報のこの記事を読んで、ちょっとしたことの積み重ねが大きな差を生み出すということ意識して、日々前向きに取り組んでいきたいと考えております。

この後、次第に沿って定例会を進めさせていただきます。委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和3年第6回教育委員会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

教育長 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和3年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1につきましては、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）令和3年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）4月28日開催の第5回教育委員会定例会以降の教育長教育行政報告について、資料2の中から、以下の3件について報告いたします。

まず1点目は、5月7日（金）午後に、長浜市役所で開催されました「令和3年度第1回都市教育長会議」についてです。この会議は当初、滋賀県都市教育委員会連絡協議会として、教育委員の皆様にもご出席いただき開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、教育長だけの出席による教育長会議となりました。

この会議は、県下13市の教育長により構成されており、今年度は彦根市の西嶋良年教育長に会長を務めていただきます。13市の中で4市において今年度より新しい教育長が就任されたところです。会議では主に、新型コロナウイルス感染拡大時の対応について、学習の保障や学校行事のあり方について意見交換がされました。特に、G I G

Aスクール構想による児童生徒一人一台の端末の活用や、水泳指導・修学旅行の実施について、各市から状況報告を行いました。また、学校でクラスターが発生した市からは、その時の対応や今後特に気をつけることについて報告があり、大変参考になりました。

次に2点目は、5月14日（金）に滋賀県大津合同庁舎で開催されました「第65回滋賀県人権教育研究大会甲賀・湖南大会の第1回主催者会議」についてです。本定例会の連絡事項でも説明がありますが「第65回滋人教大会」は昨年秋に、湖南市および本市で開催される計画でありましたが、新型コロナウイルスの影響で1年延期となり、今年10月30日（土）・31日（日）の両日、1日目には、あいこうか市民ホールで全体会が、2日目には、湖南市の学校や公共施設などで分科会が開催される予定です。会議では、新型コロナウイルス感染症対策、記念講演や分科会の持ち方および予算案などについて協議を行いました。1年延期となりましたが、17年ぶりに湖南市・甲賀市で開催される本大会が予定通り開催できることを願い、人権教育推進の大きな力にしていきたいと考えているところであります。

最後に3点目は、5月17日（月）に、湖南市共同福祉施設（サンライフ甲西）で開催されました「令和3年度甲賀市・湖南市広域行政協議会総会」についてです。会議の構成員は、両市正副議長、市長、副市長、教育長で、両市の課題解決に向けた連携を目的として開催されています。今年の会議では、コミュニティバスの広域化や図書館など公共施設の相互利用に加え、草津線や国道などの新たなテーマについての議論をさらに進めることが確認されました。

以上、5月分教育長教育行政報告といたします。

教育長

それではただ今の（1）5月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員

5月7日の教育長会議の中の報告でいろいろと聞きながら考えておりました。特にコロナ禍における学校行事のあり方について、ちょうど聞かせていただこうと思っていました。去年の一つの例を教訓として、今年度はどんなところで学校行事または子どもの教育をする観点から配慮が必要かという話が出たとか、文科省からは学校行事で運動会は今から中止するという学校もあって「ちょっと待ってください。もう少し教育的な配慮をしましょう」などというような指導も聞こえてくるのですが、甲賀市の教育委員会としては、行事をするにあたってどういう指示、校長会や教頭会が開かれておりますが、開催されるのかというところ、教育委員会としてこういうやり方もありますよとか結構テレビを見ていても具体的なことが出ているので、すぐに無理かなあと思ってもこういうやり方でスライドしたらどうかなどアドバイスのことも含めて、指導されるのか聞かせてください。

教育長

教育長会の内容は私から、本市の取組みは乾次長から報告します。

1点、GIGAスクールの推進、タブレットの持ち帰りについてです。他府県でも取組みが進められて報道されている一方で、なかなかうまくいかなかったり、また対面授業に戻ったりしておりますが、県内の市によっても大きな差があります。1人1台とはいえ、ある市では全学年に今の時点で全員に配布できていないところもあり、また、持ち帰り時の家庭でのWiFi接続環境についても、どの市でも苦労していることが分かりましたし、本市でも進めていきたいと考えております。あと、クラスターが発生した市から、先生に近い前の方の席の生徒の感染率が高かった。一方、後ろの方の席の生徒も感染していたので、一概に席順とは言えない。教職員が子どもの前では慎重に対応しているが、職員室で給食や放課後に気を緩めることがあってはいけなないとアドバイスがありました。水泳については、感染防止のため、プールに入る子どもたちの数を制限するなど、また、更衣室を工夫するなどをして、何らかの形で水泳を進めていきますという状況でした。

乾次長

修学旅行については、すでに城山中学校が実施されました。5月に予定していた学校は延期されることとなり、コロナの状況を踏まえ

ながら、多くの学校は2学期に実施される予定です。バスで移動することですが、県事業である「うみのこ」では、昨年度バスでの移動が2分の1乗車とされてきました。今年度は、1人1席で進めておられますので、校外行事や修学旅行でバスを利用する際は、1人1席で対応していくこととなります。城山中学校は静岡に行かれたのですが、新幹線を使わずに、バスで移動され、外部との接触をできるだけ避ける対応をされてきましたので、保護者の方には安心していただけたと思っております。修学旅行の旅行先や日程については、各学校で検討されており、再度集約してまいります。

水泳については、各学校で感染予防対策を徹底して実施する予定です。小学校については、市の体育部会で注意点をまとめられましたので、全体で進めていく基準を各小学校へ周知していくことを確認しております。中学校においても、対策を講じながら実施していくということでございます。

次に運動会・体育祭については、今後検討をしていきます。各学校の規模も違いますし、小学校によっては地区の運動会を兼ねているところもあり、学校だけで決められないところがあります。今後校長の代表者と協議し、方向性を出していきたいと思っております。基本的には昨年度と同じような開催になると思っております。食事をすることは避けたいと考えておりますので、午前中開催や学年ごとに時間を区切って開催する形になるのではないかと思います。また、来賓の依頼は行わない方向で考えております。

先週の20日に中体連の春季大会が、無観客を基本として実施されました。学校から応援に行く際も基本管理職のみで、学校から指定されたカメラマンなど、外部から入る人数を制限されました。参加する生徒についても、基本は選手のみという競技が多かったと確認しております。屋外で実施する競技は、雨のためずいぶん苦慮されましたが、土曜日・日曜日に天気が回復しましたので実施されました。

教育長

他にご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長            それでは、ただ今の(1) 5月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

                  続きますして、(2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会報告案件について、資料3に基づき報告を求めます。

教育部長        それでは、報告事項(2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会報告案件について、資料3に基づき説明をさせていただきます。

                  地方公共団体の予算は本来、4月1日から翌年の3月31日までに執行することが原則であります。状況の変化や不測の事態などにより進捗が遅れ、これに伴う予算執行が年度内に終わらない場合があります。

                  この場合、予算を翌年度に繰り越して使うことができ、その事業及び金額について、5月31日以降の直近の市議会に報告することとなっており、資料3にある事業及び金額で市議会に報告するものであります。

                  今回の令和2年度から令和3年度への繰越額の総額は、7億8,115万9千円で、事業数は3件であります。

                  内訳につきまして、まず小学校費及び中学校費のICT教育環境整備事業は、令和元年度から事業を進めてまいりましたGIGAスクール構想の事業実施に伴う、教職員用のタブレット購入に係るもので、入札不調等により、契約が年度末にずれ込んだことから、納期を確保するために繰り越したものであります。

                  次に、中学校費の城山中学校大規模改造事業につきましては、令和2年度に国庫補助採択を受け事業を実施しているものですが、中学校の長期休暇期間を活用して工事を実施するため、次年度に繰り越して事業を進めるものであります。

                  以上、令和3年第4回甲賀市議会定例会報告案件についての説明とさせていただきます。

教育長            ただ今、(2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会報告案件について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会報告案件については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係職員のみで非公開とします。

(非公開)

教育長 続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます

それでは、(1) 議案第35号令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料5に基づき説明を求めます。

教育部長 議案第35号令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料5に基づき、その提案理由を申し上げます。

本議案は6月4日に開会されます令和3年第4回甲賀市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

当該議会に提案を予定しております、教育に関する事務に係る議案は、令和3年度甲賀市一般会計補正予算(第3号)であります。資料5の3枚目、議案第35号別紙をご覧ください。

まず歳入につきましては、107万3千円の減額となっております。

内訳といたしまして、教育費国庫補助金、中学校費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金169万8千円は、ICT教育を進めるためのICT教育指導員の経費に充てるもので、国の交付決定があったことから計上するものであります。

次に、教育費寄附金であります。小中学校寄附金、教育振興寄附金58万4千円は、株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただきました30万円、みなくちチャリティーゴルフ大会実行委員会様からいただきました21万3千円、滋賀ゴルフ倶楽部様からいただきました

7万1千円を計上いたしました。

次に、教育振興基金繰入金335万5千円の減額は、財源調整に伴うもの等であります。

続きまして、歳出につきましては90万4千円を計上しております。

小学校費の小学校教育振興事務費28万3千円は、みなくちチャリティーゴルフ実行委員会様からいただきました寄附金を財源に水口地域の小学校図書を購入するための経費及び、昨年度いただきました寄附金を一旦積み立てていました教育振興基金を財源に大原小学校の教材用備品を購入するための経費を計上したものであります。

次の、中学校費の中学校教育振興事務費37万1千円は、滋賀ゴルフ倶楽部様からいただきました寄附金を財源に水口地域の中学校図書を購入するための経費及び、株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただきました寄附金を財源に土山中学校の教材用備品を購入するための経費を計上したものであります。

次の、社会教育費の図書館管理事務費25万円につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のためにいただきました寄附金を一旦積み立てていました教育振興基金を財源として、水口・甲南・信楽図書館の感染症対策備品を購入する経費を計上したものであります。

なお、資料5には記載しておりませんが、国の地方創生推進交付金の交付決定があり、教育委員会所管の9の事業に総額1,985万円が充てられることとなりました。このことに伴い、これらの事業において財源更正のための補正が計上されているところでありますので申し添えます。

以上が市議会定例会に提出する予算の概要であります。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、(1)議案第35号令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、説明を受けました。何かご質問等はございますでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長           それでは、(1) 議案第35号令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長           それでは、(1) 議案第35号令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取については、原案どおり承認いたします。

                  続きますで、(2) 議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について)並びに、(3) 議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市教育委員会所管行政財産の所管替えについて)は、関連がございますので一括で、資料6並びに、資料7に基づき、説明を求めます。

教育総務課長   議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について)および、議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号甲賀市教育委員会所管行政財産の所管替え)につきまして、関連がございますので一括して、その提案理由を資料6並びに、資料7に基づき、ご説明申しあげます。

                  本施設につきましては、現在入居者がなく、今後も利用が見込まれないことから、閉校した鮎河小学校とあわせて、民間事業者による施設の利活用の検討が進められてまいりました。

                  本年5月6日、活用事業者が決定し、本協定が締結され、今後の方向性が確定したことから臨時代理第11号で「甲賀市教職員住宅管理規則」中、「甲賀市土山町鮎河教職員住宅」の項を削除する規則の一部改正を行ったものであります。

                  あわせて、市と利活用事業者間で締結する施設の賃貸借を契約するにあたり、臨時代理第12号で財産の所管を教育財産から普通財産へ所管替えを行ったものであります。

                  つきましては、「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」

第4条の規定により教育長が臨時代理したため、これを報告し承認を  
求めるものです。

以上、議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて（臨  
時代理第11号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制  
定について）および、議案第37号臨時代理につき承認を求めること  
について（臨時代理第12号甲賀市教育委員会所管行政財産の所管替  
えについて）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、（2）議案第36号臨時代理につき承認を求めることにつ  
いて（臨時代理第11号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規  
則の制定について）並びに、（3）議案第37号臨時代理につき承認を  
求めることについて（臨時代理第12号甲賀市教育委員会所管行政財  
産の所管替えについて）、説明を受けました。何かご質問等ございま  
すでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（2）議案第36号臨時代理につき承認を求めることにつ  
いて（臨時代理第11号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する  
規則の制定について）並びに、（3）議案第37号臨時代理につき承認  
を求めることについて（臨時代理第12号甲賀市教育委員会所管行政  
財産の所管替えについて）、承認することとしてご異議はございませ  
んでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（2）議案第36号臨時代理につき承認を求めることにつ  
いて（臨時代理第11号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する  
規則の制定について）並びに、（3）議案第37号臨時代理につき承認  
を求めることについて（臨時代理第12号甲賀市教育委員会所管行政  
財産の所管替えについて）、原案どおり承認いたします。

続きまして、（4）議案第38号甲賀市教職員住宅管理規則を廃止す  
る規則の制定について、資料8に基づき、説明を求めます。

教育総務課長 議案第38号甲賀市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定につ

いて、その提案理由を申し上げます。

甲賀市信楽町江田教職員住宅につきまして、現在入居者がなく、老朽化も進み、今後においても利用が見込まれず、教職員住宅として廃止することから、「甲賀市教職員住宅管理規則」を廃止するものです。

以上、議案第38号甲賀市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長           ただ今、(4) 議案第38号甲賀市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長           それでは、(4) 議案第38号甲賀市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長           それでは、(4) 議案第38号甲賀市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(5) 議案第39号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する要綱の制定について、資料9に基づき、説明を求めます。

教育総務課長   議案第39号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

旧鮎河小学校につきましては、閉校してから甲賀市閉校施設の利用に関する要綱に基づき、市民の皆様にご利用いただいておりますが、先の議案第36号および第37号でもご説明しましたが、現在、民間事業者による利活用に向け準備が進められているところでございます。

つきましては、鮎河地域のご理解と多大なるご協力のもと、市・民間事業者ならびに地域が一体となって進める大きなプロジェクトを達成させるため、旧鮎河小学校の市民利用を廃止するものであります。

なお、この要綱は令和3年7月1日から施行することといたします。

以上、議案第39号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する

要綱の制定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、(5) 議案第39号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する要綱の制定について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 　　市・民間事業者ならびに地域が一体となって進める大きなプロジェクトはどのようなものか教えていきたいのですが。分かっている範囲で教えてください。

教育総務課長 　　鮎河小学校の校舎および先ほどの教職員住宅と体育館を一体的に利用しまして、ドローンの操縦パイロット養成所の運営や、教室をサテライトオフィスとして企業に貸し出す事業などを展開される予定です。協定の締結に基づきまして、事業者の方に学校を貸すこととなりますので、この要綱を廃止する要綱の制定を行うものとなっております。現在、閉校施設につきましては、普通財産となっておりますが、管理をしなければいけないので、管理は教育委員会に任されておりました。管理をするために要綱を制定しましたが、このたび利活用をされるため、民間事業者の方に管理していただくこととなりますので、この要綱を廃止することとなります。

教育長 　　他にご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 　　それでは、(5) 議案第39号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する要綱の制定について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 　　それでは、(5) 議案第39号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱を廃止する要綱の制定について、原案どおり承認いたします。

　　続きまして、(6) 議案第40号甲賀市人権・同和教育推進員規則の一部を改正する規則の制定について、資料10に基づき、説明を求めます。

人権教育室長 　　議案第40号甲賀市人権・同和教育推進員規則の一部を改正する規

則の制定について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市人権・同和教育推進員につきましては、各区・自治会長から推薦いただき、任期が2年となっておりますが、各区・自治会の諸般の事情により、年度当初の推薦が遅れることや1年で交代される場合があることから、これらのことに対応するため、規則第5条の任期について現在「2年とする」となっているところを「翌年度の3月31日までとする」に改め、更に、同項の次に「推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする」の項を加えるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行となります。

以上、議案40号の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、(6) 議案第40号甲賀市人権・同和教育推進員規則の一部を改正する規則の制定について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 　　それでは、(6) 議案第40号甲賀市人権・同和教育推進員規則の一部を改正する規則の制定について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 　　それでは、(6) 議案第40号甲賀市人権・同和教育推進員規則の一部を改正する規則の制定について、原案どおり承認いたします。

　　続きまして、(7) 議案第41号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、資料11に基づき、説明を求めます。

人権教育室長 　　議案第41号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、その提案理由を申しあげます。

　　「甲賀市人権・同和教育推進員規則」第4条の規定により、各区・自治会長からの推薦を受けた別紙記載の推進員285名を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものです。

　　任期は令和3年6月1日から令和5年3月31日までです。

以上、議案第41号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、(7) 議案第41号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員

ちょっと教えてください。説明をお聞きし趣旨は分かりました。

現在のまちづくり懇談会ですが、地区別懇談会から名称が変わったときに「地域の問題は地域の住民が意識して自分たちの力で何とか変えよう」と自主性を重んじていて、区長さんも同じ内容の挨拶をされていてすごいなあと思っておりました。しかし、今日の午前中に福祉の関係の会議に出たら、「新しい組織である自治振興会にしても区にしても順番制にならないとなかなか役員さんが見つからない」と非常に嘆かわしいと報告がありました。任期の改正もされましたが、自治振興会は学区ですが、これは細かい区で、多いところは2人の選出となっていますが、いわゆる人が少ないところで人を選び続けることが困難になってきているのではないかと思っています。自治振興会の設立当初から人権はテーマとして入れられていましたけど、人権は一番のベースに位置付けられています。何かまちづくりというと自治振興会や総合政策のようなイメージがあるのです。組織替えというか、区長さんが推薦するというシステムとか、その役員のなり手がなくことや任期も含めてこのままでいかれるのか今後の方向性があったら教えてください。

人権教育室長

各区・自治会におかれましては、次の役員のなり手と申しますか、人権同和推進員の選定にあたりまして、かなり苦勞をされているところが大変多く、4月に入ってもなかなか決まらない現状もございまして、先ほどの規則の改正をお願い申し上げたしだいでございます。

一方、これからは自治振興会でも人権のことに取り組むつもりですと意識を持ったところが何か所か出て参りまして、逆に自治振興会が区・自治会に代わって進めるべき課題ではないかのご意見をいただいている現状もございまして。多種多様な時代でございますので、さまざま

まな意見を取り込みながら良い方向に進めていけますように十分に人権教育、並びに教育委員会でご相談させていただいて進めさせていただきたいと考えております。

野口委員 今、自治振興会と区とクリアに申し上げたのは、自治振興会は各学区であり、区は細かく分かれていて285名の方が細部に渡っておられ範囲が狭い。それは自分たちの地域ということでより身近で、私が住んでいるところでもベトナムの人たちの問題を取り上げて、非常にタイムリーで身近な問題であったのですが、それはその地域でなくても、もう少し広げて学区での広さだと無理なくいけるのかなとよぎりました。自治振興会の中で編成し、その中心となって小さい区でも学区でも人権という視点で大事なものを取り上げるということが、ずっと私の頭の中に入ったのですが、そのような移行はしていけるのですか。

人権教育室長 まさにおっしゃることを、我々は十分に念頭においていると言いますか、そのことを含めまして対応させていただきたいと思っております。

野口委員 ありがとうございます。毎年いろいろなことを区長さんからお聞きして、人権というのは大切だなと思って聞いているのですが、もうひとつ「まちづくり懇談会」には、職員さんが毎回3名、その地域の職員さんや違う地域の職員さんも来てくださっています。私が頼まれた時は、その職員さんに「何かお話を最初にしていただけますか。」と頼ませてもらうと、その方は課長様でしたが、人権担当の部署に相談に行かれて、30分位の講演というかお話をしてくださいました。職員さんがそのように力を入れられて、すごくうれしいなと力が入ったのですが、職員さんが人権担当の部署に行って相談などをされて一緒にやれる方向は変わらないのですか？

人権教育室長 そのような職員がひとりでも多く増えてほしいと担当課でも願っておりますし、まちづくり懇談会を開催させていただく前は、職員も集まっていたいただいて、そのような研修を継続して進めていきたいと考えております。

野口委員 ありがとうございます。今、交流協会では地域交流として地域の実態を見ているのですが、八田区では、コロナ禍でもまちづくり懇話会がないとさみしいというので、ビデオとか講師を誰か派遣してほしいと市に申込みをされたと聞いてすごいなと思いました。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(7) 議案第41号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(7) 議案第41号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、原案どおり承認いたします。

続きまして、4. その他・連絡事項に移ります。(1) 第65回滋賀県人権教育研究大会(甲賀湖南大会)の開催について、説明をお願いします。

人権教育室長補佐 本日は資料をつけさせていただいていないのですが、連絡事項にあげていただいているとおり第65回滋賀県人権教育研究大会(甲賀湖南大会)が、今年度2021年10月30日(土曜日)、31日(日曜日)に甲賀市・湖南省で開催する予定になっております。この大会については、滋賀県教育委員会と公益社団法人滋賀県人権教育研究会、そして現地実行員会ということで、甲賀市・湖南省の3者で開催するものです。

主題については、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立する」をねらいにしながら、これまで3千人規模の大会として続けているところです。今年度、現地実行委員会については、実行委員長を湖南省松浦教育長、副実行委員長を甲賀市西村教育長に就任いただきまして、準備を進めているところです。本来ですと昨年度に第64回大会として開催する予定だったのですが、このコロナ禍のため、初めて中止となり、第64回は中止したということを経験に残し、今回第65回ということで開催することになっております。本来でしたら、教育委員の皆さまにもぜひご来賓としてご参加いただ

けたらとお願いするところなのですが、現在、コロナ禍、そして県のレベルに基づきながら開催の方法を現在進行形で検討しているところでもあります。いまのところ人数制限をしながらの開催を検討中で、いつもの半分の1, 500人規模が最大かなと考えながら進めているところです。ご来賓の皆さまについても、席を用意しながらのご案内というのができないかも知れませんが、現在のところは大会が開催されるということと、準備を進めていること、今年度は17年ぶりに甲賀市でも開催することをお知りおきいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長 場合によっては、教育委員さんのご出席をお願いすることもあるということですか。

人権教育室長補佐 それぞれの主催3者からのご来賓については、現在事務レベルでも検討しており、また主催者会議でもお諮りしながら決定していきますので、できるできないについても、即回答できる状態ではありません。現状は、30日については、全体会のメイン会場をあいこうか市民ホールとし、1, 500人収容し、このような状況なので、できれば動画配信という形で、サテライト会場に、碧水ホールと甲西文化ホールに映像を飛ばすという形で、皆さまにご覧いただければと考えております。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。  
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、次第にはありませんでしたが、教科書採択について、乾次長、説明をお願いします。

乾次長 教科用図書の採択ですが、昨年度が中学校、一昨年が小学校の大規模の採択でございました。本年度につきましては、小規模となります。本年度の研究調査については、小中学校の特別支援学級で使う教科用図書、中学校の自由社の「新しい歴史教科書」となります。自由社の「新しい歴史教科書」は昨年度の検定で、不合格でしたが、改定されたのち今年度合格となりました。この教科用図書について調査を行うことは、第二採択地区の協議会でも図られて決定されました。この自

由社の教科用図書について、教育委員の皆様にご確認していただいたうえで、ご意見を賜りたいと考えております。

この教科用図書は、すでに自由社から1部届いておりましたので教育長にお渡ししており、確認いただいております。教育長にお渡ししている1冊に加え、展示用図書として届く予定の2冊のうち、1冊を回覧用に使わせていただいて、教育委員の皆様にご回覧する予定です。6月4日を目途にして、松山教育長代理者と野口委員に、この教科用図書をお渡しますので、ご意見を賜りたいと思います。その後教科用図書を事務局へ戻していただき、18日から山脇委員と藤田委員に教科用図書をお渡しし、ご意見を頂戴したいと思います。7月2日から意見を集約してまいりたいと考えています。意見がまとまりましたら、事務局へ提出いただきますようお願いいたします。通知文にて連絡をさせていただきますので、お心積もりをお願いいたします。7月の教育委員会委員協議会で集約したご意見、ご質問をもとに、協議いただきたいと思います。この意見を基に、第2回教科用図書第二採択地区協議会に教育長、山脇委員に出席いただきたいと思います。この協議会の結果を受け、8月の臨時教育委員会にて、教科用図書の採択について協議いただく予定をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 何か質問よろしいですか。

(全委員 質問等なし)

続きまして、(2) 令和3年第7回(6月定例)甲賀市教育委員会について及び(3) 令和3年第7回甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 (2) 令和3年第7回(6月定例)甲賀市教育委員会につきましては、令和3年6月23日(水)14時から開催させていただきます。

また(3) 令和3年第7回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和3年6月9日(水)14時から開催をさせていただきます。

なお、委員協議会のテーマは、「校務支援システムについて」を考えております。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長           ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。  
                  (全委員 質問等なし)

教育長           それでは、以上をもちまして、令和3年第6回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後3時13分〕